

(写)

豊島区監査委員公告第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成30年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和元年9月30日

豊島区監査委員	永	田	謙	介	監査委員の印
同	中	川	貞	枝	
同	鈴	木	善	和	
同	星		京	子	

(写)

元豊総総発第594号
令和元年9月10日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

財政援助団体等監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見に対する改善等措置及び検討状況の報告について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について（所管課：都市計画課）</p> <p>【2】指導事項 （1）文書の收受について</p> <p>文書の收受については、豊島区文書取扱規程第8条第4項第2号において「文書の余白に文書收受印を押すとともに、当該文書の件名等を文書管理システムに入力して收受登録し」と規定されている。</p> <p>しかしながら、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社代表取締役から区あてに「第15回定時株主総会招集ご通知（2018年5月11日）」が送付されたが、同文書を受け取った都市計画課においては、文書收受印が押されず、文書管理システムによる收受登録も行われていなかった。</p> <p>都市計画課は、今後、豊島区文書取扱規程に基づき適切な收受手続きをされたい。</p> <p style="text-align: right;">（都市計画課）</p>	<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【2】指導事項 （1）文書の收受について</p> <p>文書管理規定に基づき適切に処理することとした。</p> <p style="text-align: right;">（都市計画課）</p>
	<p>所管課等： 都市計画課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (1) リスク負担区分の明確化について</p> <p>事業に係るリスク負担について、「東長崎駅 駅施設等の賃貸借および維持管理に関する契約書(平成20年6月26日)」第10条第2項及び「椎名町駅 駅施設の賃貸借及び維持管理に関する契約書(2012年8月2日)」第10条第2項では、駅施設の瑕疵により事故が発生し第三者に損害を与えた場合、その賠償に要する費用は協議のうえ決定するとのみ規定されており、リスク負担が東長崎駅・椎名町駅整備株式会社と西武鉄道株式会社の協議に委ねられている。</p> <p>しかしながら、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の現在の主な業務は整備後の両駅舎を西武鉄道株式会社へ賃貸するものであり、その期間も長期に及ぶことから、賃貸施設の維持管理上のリスク分担について明確にしておくべきである。上記契約書の規定のように「協議のうえ決定する」とするだけでなく、可能な限りリスクを想定したうえで、予め想定されるリスクに対しては、どちらがどのような責任を負うのかについて明文化することが必要である。</p> <p>東長崎駅・椎名町駅整備株式会社及び都市計画課は、西武鉄道株式会社と協議し、リスク負担区分を明確化すべく検討されたい。</p> <p>(東長崎駅・椎名町駅整備(株)、都市計画課)</p>	<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (1) リスク負担区分の明確化について</p> <p>区に負担を強いる事象そのものが現在の使用状況で発生するかどうかを契約書の見直しを含め取締役会で検討する。</p> <p>(東長崎駅・椎名町駅整備(株)、都市計画課)</p>
	<p>所管課等: 東長崎駅・椎名町駅整備(株)、都市計画課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (2) 補助金交付要綱の必要性について</p> <p>平成16年4月8日付で制定された「豊島区鉄道駅総合改善事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)は、その後、平成20年7月14日付で全部改正され今日まで有効な規程として存続している。</p> <p>しかしながら、この要綱に基づき補助金が交付されたのは平成24年度までで、同要綱で補助対象としている駅改良工事は既に完了しており、平成25年度以降、補助金は交付されていない。また、今後、この要綱を用いて補助金が交付される予定の有無も明確ではない。</p> <p>都市計画課は、要綱の必要性について見直すとともに、不要な要綱については適切な手続きをもって廃止処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p>	<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (2) 補助金交付要綱の必要性について</p> <p>今後において本要綱を用いて補助金を支出する可能性がなくなった段階で要綱の必要性も含め判断する。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p>
	<p>所管課等: 都市計画課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (3) 賃貸借終了に向けての具体的な検討について</p> <p>豊島区と西武鉄道株式会社の間で締結された「東長崎 駅・まち一体改善事業基本協定書（平成16年3月17日）」及び「椎名町 駅・まち一体改善事業基本協定書（平成20年7月9日）」によると、駅・まち一体改善事業により取得した施設を保有する必要がなくなった時は、その施設を残存帳簿価格で西武鉄道株式会社に譲渡し、解散することが規定されている。</p> <p>また、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の「新中期経営計画（2018～2020年度）の概要」における「長期的な目標」では、「保有資産である駅施設を西武鉄道へ賃貸し、賃貸借終了を目指す。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、目標とする具体的な賃貸借終了時期は示されておらず、東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の解散に向けての具体的な検討も行われていない。</p> <p>賃貸借終了を目指すことを長期的な目標として明記している以上、賃貸借終了に向けて、行程表を作成するなど具体的な検討に着手し、プロセスを明確化するべきである。保有資産である駅施設を西武鉄道株式会社に対していつまで賃貸するのか、目標とする賃貸借終了時期及び東長崎駅・椎名町駅整備株式会社の解散時期を「長期的な目標」の中で明記するとともに、解散に向けての具体的な検討をされたい。</p> <p>（東長崎駅・椎名町駅整備㈱、都市計画課）</p>	<p>第2 1. 東長崎駅・椎名町駅整備株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (3) 賃貸借終了に向けての具体的な検討について</p> <p>今後、取締役会で検討する。 （東長崎駅・椎名町駅整備㈱、都市計画課）</p>
	<p>所管課等： 東長崎駅・椎名町駅整備㈱、都市計画課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について(所管課: 学習・スポーツ課)</p> <p>【2】指導事項 (1) 収支報告書における利用料金収入の過大計上について</p> <p>豊島区立池袋スポーツセンター(以下、「池袋スポーツセンター」という。)の受付窓口に設置されている券売機において販売されたプリペイドカードの会計処理に関して、株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体(以下、「ピーウォッシュ・アズビル共同事業体」という。)の「池袋スポーツセンター 平成29年度3月収支報告書」における利用料金収入に243,630円分が過大計上されていた。原因は単純な人的計算ミスであった。</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、平成29年度の利用料金収入から243,630円分の減額処理をされたい。また、これに伴って、ピーウォッシュ・アズビル共同事業体から既に区へ提出されている平成29年度収支報告書上の収入金額及び成果配分の金額が変更となるため、再算定のうえ適切な処理をされたい。</p> <p>学習・スポーツ課は、成果配分の金額変更に伴って生じる事務処理を適切に行われたい。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (1) 収支報告書における利用料金収入の過大計上について</p> <p>指導事項(2)と併せて、平成30年12月20日付で指定管理者より修正収支報告書の提出を受け、平成31年1月8日付で成果配分変更協議を締結した。</p> <p>協議に基づき平成31年1月16日付で歳入還付処理を行った。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管課等: ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (2) 期末・期首在庫変動額の一部未計上について</p> <p>池袋スポーツセンターの受付窓口で販売している物品に関する会計処理について確認したところ、平成29年度期首在庫707,335円に対し、期末在庫は859,521円であった。この差額152,186円は、全額在庫変動額として計上されるべきであるが、54,606円のみが計上され、97,580円分が未計上となっていた。</p> <p>この未計上分97,580円は株式会社ピーウォッシュの他の店舗会計に計上されており、株式会社ピーウォッシュ内の法人全体としての会計処理金額に誤りはなかったが、区とピーウォッシュ・アズビル共同事業体の間の会計処理においては、収支金額及び成果配分の算定に影響を及ぼすものである。</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、平成29年度の指定管理に関する収支金額及び成果配分の金額を再算定し適切な処理をされたい。</p> <p>学習・スポーツ課は、成果配分の金額変更に伴って生じる事務処理を適切に行われたい。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (2) 期末・期首在庫変動額の一部未計上について</p> <p>指導事項(1)と併せて、平成30年12月20日付で指定管理者より修正収支報告書の提出を受け、平成31年1月8日付で成果配分変更協議を締結した。</p> <p>協議に基づき平成31年1月16日付で歳入還付処理を行った。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p> <p>所管課等: ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (3) 保全物品整理簿の未作成について</p> <p>豊島区立池袋スポーツセンターの管理に関する基本協定書（「以下、基本協定」という。）の第19条第4項では、区の所有に属する備品の管理については、「豊島区物品管理規則及び無償貸付における物品取扱要領に基づき、適正に管理するものとする。」と規定され、「無償貸付における物品取扱要領」第5条では、保全物品について指定管理者は保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならないことが規定されている。</p> <p>しかしながら、ピーウォッシュ・アズビル共同事業体においては保全物品整理簿が作成されていなかった。</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、保全物品整理簿を作成されたい。</p> <p>学習・スポーツ課は、保全物品整理簿の作成について、ピーウォッシュ・アズビル共同事業体に対する指導・監督を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課）</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (3) 保全物品整理簿の未作成について</p> <p>状況を確認したところ、当該整理簿が未作成となっていたのは、該当の物品がないために作成していなかったものである。</p> <p>未作成と混同しないよう整理簿ファイルを作成し、該当する物品がないことがわかるようにした。</p> <p style="text-align: right;">（ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課）</p>
	<p>所管課等： ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (4) 修繕費負担区分の明確化について</p> <p>基本協定及び平成29年度豊島区立池袋スポーツセンターの管理に関する協定書(以下、「年度協定」という。)において規定された修繕費の負担区分に関する金額の基準を確認したところ、次表2-1のとおり、「5万円以上」、「5万円未満」、「5万円を超える」、「5万円以下」の基準が混在し、統一されていなかった。平成26年度に実施した監査においても、同様な誤りがあり見直しを求めていたところである。</p> <p>(表 省略)</p> <p>例えば、修繕費が5万円の場合、経費の負担について、実務上は区と指定管理者の協議により決定することになるであろうが、基本協定では「不可抗力により区及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできないもの」を協議事項と定めており、そもそもこの規定に該当しない。</p> <p>学習・スポーツ課及びピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、修繕費の負担区分に関する金額の基準を統一すべく、基本協定及び年度協定の規定を整備されたい。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【2】指導事項 (4) 修繕費負担区分の明確化について</p> <p>現状実務上の取扱いとしては「5万円以上」を区負担、「5万円未満」を指定管理者負担としているところであるため、基本協定について変更協議を行い上記表記に規定の統一を行った。</p> <p>なお、年度協定は上記表記となっているため変更していない。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管課等: ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【3】意見・要望 (1) プリペイドカードの前受金処理について</p> <p>池袋スポーツセンターで販売されたプリペイドカードの売上金は、本社会計処理上、いったん前受金(負債)として計上され、実際にプリペイドカードで利用者が施設を利用した後に利用料収入(収益)として計上されている。</p> <p>このため、プリペイドカードが販売されても実際に使用されない件数が増加した場合には、会計処理上、前受金が累積することとなり、将来発生する区民サービスの対価としての前受金の処理方法が問題となることが想定される。</p> <p>このようなリスクを未然に防ぐため、例えば、一定期間を区切ってプリペイドカード未使用分の前受金金額を確定させ、雑収入として収益に計上する会計処理も考えられる。</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、プリペイドカードに関する前受金の今後の処理方法について、学習・スポーツ課と協議、検討されたい。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【3】意見・要望 (1) プリペイドカードの前受金処理について</p> <p>前受金処理について当該の取扱いを行っているのはピーウォッシュのみであった。</p> <p>そのため、全指定管理者で同様の取扱いとなるよう、今後は前受金処理を行わない方向で協議を行っているところである。</p> <p>(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管課等: ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【3】意見・要望 (2) 個人情報保護マニュアルの改正について</p> <p>平成30年2月に第三者評価機関によって実施された「豊島区立池袋スポーツセンター 平成29年度 第三者評価シート」の結果を見ると、全体的に高評価であったが、「個人情報保護マニュアルを作成しているか」の項目において、「一部実施していない」と評価機関から評価されていた。そのコメント欄には「個人情報についてはマニュアルを整備し、適切な管理を行っているが、個人情報の取扱い段階に沿った具体的な手順とはなっていないことから、一部実施していないとした。」との記載があった。</p> <p>指定管理施設における個人情報の保護は、指定管理者が行うべき危機管理の基本であり、その対応マニュアルは、より具体的で実効性のあるものでなければならない。</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体は、個人情報の取扱い段階に沿った具体的な手順を明記すべく個人情報保護マニュアルを改正されたい。</p> <p style="text-align: center;">(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>	<p>第2 2. 株式会社ピーウォッシュ・アズビル株式会社共同事業体について</p> <p>【3】意見・要望 (2) 個人情報保護マニュアルの改正について</p> <p>第三者評価を受け、適切に個人情報が管理されるように個人情報保護マニュアルの改正を行った。</p> <p style="text-align: center;">(ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課)</p>
	<p>所管課等: ピーウォッシュ・アズビル共同事業体、 学習・スポーツ課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて（所管課：図書館課）</p> <p>【2】指導事項 （1）指定管理者事業計画書の収受について</p> <p>基本協定 第9条に基づき、株式会社図書館流通センター（以下、「図書館流通センター」という。）代表取締役から「指定管理者事業計画書」（以下、「事業計画書」という。）が平成29年3月1日付で区へ提出された。</p> <p>事業計画書は指定管理者が指定管理期間に行う事業の基本事項を示す文書であるが、文書収受印は押されておらず、文書管理システムにおける収受登録も行われていなかった。</p> <p>図書館課に事情を聴取したところ、図書館課と図書館流通センターにおける事業報告連絡会において、提示された事業計画書を確認することで、区が承認したこととみなしていたため、図書館課において文書管理システムによる収受登録及び承認に関する所属長の意思決定処理は行っていなかったとのことであったが、文書管理のあり方としては不適切と言わざるを得ない。</p> <p>図書館課は、豊島区文書取扱規程に基づき適切な収受手続きをされたい。</p> <p style="text-align: right;">（図書館課）</p>	<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 （1）指定管理者事業計画書の収受について</p> <p>平成31年度事業計画書より、文書管理システムにおいて収受手続きを行うとともに、承認の意思決定処理を行った。</p> <p style="text-align: right;">（図書館課）</p>
	<p>所管課等： 図書館課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (2) 再委託協議書及びリース契約に関する協議書の宛先及び收受について</p> <p>基本協定第37条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年3月1日付で再委託協議書及びリース契約に関する協議書が、図書館流通センター代表取締役から「中央図書館長」あてに提出されていた。</p> <p>しかしながら、基本協定第37条では、再委託に関する協議及びリース契約に関する協議の宛先は「中央図書館長」ではなく「区」と規定しているため、各協議書の宛先は「豊島区長」とすべきである。</p> <p>また、図書館流通センターから提出された各協議書は、図書館課において文書收受印が押されておらず、また、文書管理システムによる收受登録がなされていなかった。</p> <p>図書館流通センターは、今後、各協議書の宛先は豊島区長と記載し、図書館課へ提出されたい。</p> <p>図書館課は、提出された再委託協議書には文書收受印を押すとともに、協議に対する承認行為についても文書管理システムにおいて決定権者の決定処理を行うことにより、区としての意思決定を明確にされたい。</p> <p style="text-align: center;">(図書館流通センター、図書館課)</p>	<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (2) 再委託協議書及びリース契約に関する協議書の宛先及び收受について</p> <p>平成31年度分より宛先を「豊島区長」として再委託協議書を提出した。 (図書館流通センター)</p> <p>平成31年度再委託協議書より、文書管理システムにおいて收受手続きを行うとともに、承認の意思決定処理を行った。 (図書館課)</p>
	<p>所管課等: 図書館流通センター、図書館課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (3) 一般管理費の上限額について</p> <p>指定管理者制度運用指針（以下、「運用指針」という。）では、一般管理費について、本社の人事総務部門や経理部門の費用、共通システム費用など本社共通の費用、本社機能の維持に係る費用等に関する経費を見込むものと規定している。また、一般管理費の決算額が予算額を超えた場合、成果配分額を算出するにあたっては、予算額を上限とするとし、成果配分の算定について規定している。なお、この規定は、それまで一般管理費が成果配分の調整額に使われていると思われる事例が見受けられたため、それを避けることを趣旨として規定されたものである。</p> <p>しかしながら、年度協定 第7条では、「一般管理費の額については、(中略)、年度収支計画書の額を上限とする。」と規定されるとともに、図書館流通センターの一般管理費の額は、次表3-1のとおり、すべての図書館において、収支計画と収支報告が同一の金額で計上されていた。</p> <p>その理由を図書館課に確認したところ、運用指針の規定内容から、一般管理費の決算額は予算額を上限として計上すべきものと解釈し、この解釈に基づき年度協定を締結するとともに収支計画及び収支報告を作成したとのことであった。しかしながら、これは誤った解釈であり、運用指針の一般管理費における上限規定は、あくまで成果配分の算定に関するものであり、収支報告では、一般管理費の実績額を計上しなければならない。</p> <p>図書館課及び図書館流通センターは、次回、年度協定を締結する際には、運用指針を正しく解釈したうえで、一般管理費に関し適正な内容で規定し、運用されたい。</p> <p style="text-align: center;">(図書館流通センター、図書館課)</p>	<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (3) 一般管理費の上限額について</p> <p>図書館流通センターと図書館課で、「運用指針」の趣旨について改めて確認し合い、平成30年度収支報告から、一般管理費の決算額を記載するにあたっては、予算額を上限額とすることはせず、実績額を計上するよう改めた。</p> <p style="text-align: center;">(図書館流通センター、図書館課)</p>
	<p>所管課等: 図書館流通センター、図書館課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (4) 区民集会室に係る成果配分の算定方法について</p> <p>基本協定 第3条では、図書館とともに併設された区民集会室も指定管理施設であると定め、同第13条では、区民集会室の成果配分について定めている。</p> <p>また、年度協定 第6条では、指定管理料の額を定めている。</p> <p>以上の基本協定及び年度協定の規定から、区民集会室の管理に要する経費は、区民集会室利用料収入(325,200円)のみではなく、指定管理料(118,130,400円)の中からも一部拠出されて賄われていると考えられる。</p> <p>しかしながら、成果配分の算定にあたっては、次表3-2のとおり、「収入」は区民集会室利用料収入のみが計上され、指定管理料収入は全く計上されていなかった。</p> <p>指定管理料収入のうち一部は区民集会室の管理に要する経費の支出に充てられていることからすると、成果配分の算定にあたって、指定管理料収入の全額118,130,400円を「収入」から除外することは適切ではない。</p> <p>図書館課及び図書館流通センターは、今後、区民集会室に係る成果配分の算定にあたっては、「指定管理料収入の一部」も「収入」に計上されたい。また、「指定管理料収入の一部」をどのように算定するか、その具体的な算定方法について検討し、確定した算定方法を年度協定上あるいは特別協定を締結し、明記されたい。</p> <p>(表 省略)</p> <p>(図書館流通センター、図書館課)</p>	<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【2】指導事項 (4) 区民集会室に係る成果配分の算定方法について</p> <p>平成31年3月1日付で基本協定及び年度協定を一部変更し、指定管理料収入中の区民集会室分の算定方法や成果配分の算定方法について具体的に規定した。</p> <p>また、過年度(平成29年度)分についても、同日付で特別協定を締結し、上記一部変更協定で定めた方法と同様の方法で収支差額を算定することを取り決めた。</p> <p>(図書館流通センター、図書館課)</p>
	所管課等: 図書館流通センター、図書館課

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【3】意見・要望 (1) 区民集会室の利用率向上について</p> <p>平成29年度の池袋第三区民集会室及び目白第一区民集会室の利用率を見ると、次表3-4のとおり池袋第三区民集会室は22.9%、目白第一区民集会室は31.3%となっており、利用率は低いと言わざるを得ない状況にある。</p> <p>(表省略)</p> <p>図書館併設以外の区民集会室も含めて、次表3-5のとおり区民集会室の利用率が低いことは、豊島区全体の問題であるが、区民集会室は、区民にとって重要な施設であり、とりわけ、指定管理施設では、指定管理者ならではのノウハウを活かした利用率の向上が期待される場所である。</p> <p>(表 省略)</p> <p>図書館流通センターは、今後、これまで以上に工夫を凝らし、区民集会室利用率の向上に努められたい。</p> <p>図書館課は、図書館流通センターと協力し、区民集会室利用率向上策について検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">(図書館流通センター、図書館課)</p>	<p>第2 3. 株式会社図書館流通センターについて</p> <p>【3】意見・要望 (1) 区民集会室の利用率向上について</p> <p>図書館課と図書館流通センターで協議を行い、平成30年度より、これまで区民集会室を利用してなかった方々を呼び込むため、カフェサービス付きの交流型展示事業や地域サークルの立ち上げにつながるような事業に取り組んだ。指定管理導入と同時に開館日が増えたこともあって、利用率の劇的増は難しい状況にあるが、今後もこうした取り組みを通じて、さらなる利用者層の拡大に努めていく。</p> <p style="text-align: center;">(図書館流通センター、図書館課)</p>
	<p>所管課等: 図書館流通センター、図書館課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について（所管課：土木管理課）</p> <p>【1】指摘事項 （1）物品現在高調書兼物品引渡書の未提出について</p> <p>「巢鴨地区4自転車駐車場及び駒込駅北自転車駐車場、西巢鴨駅自転車駐車場の管理に関する基本協定書」（以下、「巢鴨地区基本協定」という。）第21条及び「目白地区3自転車駐車場及び千登世橋自転車駐車場の管理に関する基本協定書」（以下、「目白地区基本協定」という。）第17条は、区の所有に属する備品について「無償貸付における物品取扱要領」に基づき適正に管理すべきことを規定し、同要領第8条及び第11条は、備品購入時及び毎年3月末現在の状況を物品現在高調書兼物品引渡書により指定管理者は区に報告しなければならないことを規定している。</p> <p>しかしながら、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社（以下、「日本コンピュータ・ダイナミクス」という。）においては、平成27年度及び平成28年度に購入された備品について、また、平成27年度から平成29年度までの各年度末においても、物品現在高調書兼物品引渡書による区への報告は、なされていなかった。平成26年度の監査においても同様な状況が発生しており、指導事項として改善を求めたものである。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、備品購入時及び年度末においては物品現在高調書兼物品引渡書による区への報告を滞りなく実施されたい。</p> <p>土木管理課は、物品現在高調書兼物品引渡書による報告について、日本コンピュータ・ダイナミクスに対する指導・監督を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課）</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【1】指摘事項 （1）物品現在高調書兼物品引渡書の未提出について</p> <p>当該指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクスに対し未提出を指摘し、提出を要請。現在提出待ちである。</p> <p style="text-align: right;">（日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課）</p>
	<p>所管課等： 日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (1) 文書の收受について</p> <p>豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条、巣鴨地区基本協定第24条及び目白地区基本協定第20条の規定に基づき、「指定管理者事業報告書（平成30年5月18日）」が、日本コンピュータ・ダイナミクスから豊島区長あて提出されていた。</p> <p>しかしながら、提出された指定管理者事業報告書について、文書管理システムによる收受登録が行われていなかった。</p> <p>平成26年度の監査時に、文書の收受手続きについて注意したところであるが、今回の監査時においても改善は認められなかった。</p> <p>土木管理課は、今後、豊島区文書取扱規程に基づき適切な收受手続きをされたい。 (土木管理課)</p> <p>(2) 再委託に関する協議書の未提出について</p> <p>巣鴨地区基本協定第42条及び目白地区基本協定第38条では、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託するときは、予め書面にて、区の承認を得なければならないことが規定されている。</p> <p>しかしながら、次表4-1のとおり日本コンピュータ・ダイナミクスは区の承認を得ずに廃棄物処理等の業務を第三者に再委託していた。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、管理業務の一部を再委託する際は、「再委託に関する協議書」を区長あて提出し、予め区の承認を得ることとされたい。</p> <p>土木管理課は、「再委託に関する協議書」の提出に関して日本コンピュータ・ダイナミクスに対する指導・監督を徹底されたい。</p> <p>(表 省略)</p> <p>(日本コンピュータ・ダイナミクス、土木管理課)</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (1) 文書の收受について</p> <p>平成30年度を対象とした事業報告書より文書管理システムにて收受を実施している。 (土木管理課)</p> <p>(2) 再委託に関する協議書の未提出について</p> <p>平成30年度の巣鴨地区及び、目白地区また、令和元年度の巣鴨地区の「再委託に関する協議書」の提出を求めた。 (日本コンピュータ・ダイナミクス、土木管理課)</p>
	<p>所管課等： 日本コンピュータ・ダイナミクス、土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (3) 収支計画と収支報告における科目の設定について</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスにおいて作成された「収支計画書・収支報告書(巣鴨地区)」では、次表4-2のとおり収支計画の予算科目と収支報告の経理科目でそれぞれ異なる科目が設定されていた。人件費等の支出計画額は「摘要」欄に示されたとおり「予算科目」として計上され、これに対する収支報告額は示されていない。また、給与手当等の収支報告額は、「経理科目」として計上され、これに対する収支計画額は示されていない。これでは、各科目における収支計画額と収支報告額の比較ができず、執行率も不明である。</p> <p>本来、収支報告は収支計画に対応した形で作成されるべきであり、説明責任を果たすためにも収支計画における科目と収支報告における科目は統一する必要がある。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、収支計画における科目と収支報告における科目を統一して、収支計画書及び収支報告書を作成されたい。</p> <p>土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスが適切な収支計画書及び収支報告書を作成するよう指導・監督を徹底されたい。</p> <p>(表 省略)</p> <p>(日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課)</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (3) 収支計画と収支報告における科目の設定について</p> <p>左記について今年度分の収支計画書について適切な対応をするよう指導を行った。 (土木管理課)</p>
	<p>所管課等: 日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (4) 事業計画書と事業報告書の不整合について</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスの「事業計画書」には、「巣鴨駅北自転車駐車場においてレンタサイクルサービスを導入して、立体式駐車機器を有効に活用するとともに、新たな利用価値を創造いたします。」と記載されており、巣鴨駅北自転車駐車場におけるレンタサイクル事業の実施が計画されていたが、実際には実施されていなかった。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスに事情を聴取したところ、区との協議において実施を見合わせたとのことであったが、「事業報告書」には、そうした経緯やレンタサイクル事業実施の有無自体について一切記載されていない。</p> <p>事業報告書は業務が事業計画書に沿って実施されたかを確認できるものでなければならず、その記載内容に整合性が取れていないことは適切ではない。また、運用指針においても、事業報告書のうち年度事業計画書及び収支計画書に対応する部分については対比できる形式で作成すべきことが規定されている。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、事業計画書に記載した事業を実施しなかった場合には、その理由・経緯等を事業報告書に記載されたい。</p> <p>土木管理課は、今後、日本コンピュータ・ダイナミクスに対して、事業計画書と事業報告書は整合性が取れた内容で作成するよう指導するとともに、提出された事業計画書と事業報告書の内容に整合性が取れているかの確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課)</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (4) 事業計画書と事業報告書の不整合について</p> <p>今年度分の事業報告書においてレンタサイクル事業について整理・記載を行うよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p>
	<p>所管課等: 日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 （5）巣鴨地区基本協定における規定の不備について</p> <p>巣鴨地区基本協定第18条第4項では、次表4-3のとおり「前条第2項に定める金額を含む」との条文があるが、同第17条には第2項の規定自体がない。これは、基本協定を策定した際の単純な人的ミスであるとしても、指定管理業務の前提となる規定の不備であり、修正すべきものである。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクス及び土木管理課は、適正な規定内容に修正すべく巣鴨地区基本協定を改定されたい。</p> <p>土木管理課は、人的ミスの防止体制を徹底されたい。</p> <p>（表省略）</p> <p style="text-align: center;">（日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課）</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 （5）巣鴨地区基本協定における規定の不備について</p> <p>人的ミスの防止体制を構築する。 （担当者と係長のダブルチェック） （土木管理課）</p>
	<p>所管課等： 日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (6) 基本協定に基づく会計処理について</p> <p>巣鴨地区基本協定第19条及び目白地区基本協定第15条では、「乙（指定管理者）は、管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿・口座を設け、会計処理を行うものとし、年度ごとに収支その他の経理に関する記録を整備することとする。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、日本コンピュータ・ダイナミクスは、指定管理業務の会計処理を本社会計の中で行っており、指定管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿・口座を設けての会計処理を行っていなかった。これは、各基本協定で定められた事項に反する処理である。</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、各基本協定を遵守し会計処理をされたい。</p> <p>土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスが各基本協定に沿った会計処理を行うよう指導・監督を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">（日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課）</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【2】指導事項 (6) 基本協定に基づく会計処理について</p> <p>行政経営課と協議を行い、適切な指導・監督を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（土木管理課）</p>
	<p>所管課等： 日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (1) リース資産の会計処理について</p> <p>リース資産の会計処理について、日本コンピュータ・ダイナミクスの法人としての会計処理は「損益」の観点を重視しリース資産会計基準に則って行われているが、区の指定管理者としての収支報告書には、リース資産会計基準には基づかず「収支」の観点を重視し賃貸借処理として計上されている。</p> <p>これらは、いずれも適正な会計処理であるが、法人内部における会計処理方法と区への収支報告書を作成するにあたって採用している会計処理方法に相異があり、リース資産会計基準に則った収支報告が区へなされていない。</p> <p>土木管理課は、日本コンピュータ・ダイナミクスからの収支報告について、リース資産会計基準に則った報告書の提出の必要性の有無について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p> <p>(2) 減損会計の適用について</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスは、豊島区の指定管理施設における将来キャッシュフローが赤字になると判断し、本社内における法人としての会計処理においては固定資産とリース資産に減損会計を適用している。</p> <p>しかしながら、区に対しては、この旨の報告はなされていない。</p> <p>将来キャッシュフローがマイナスとなる場合には、一般的に当該指定管理事業から指定管理者が撤退する可能性は高まるため、区としての対応を考えなければならない。しかしながら、指定管理者が本社内で法人としての会計処理に減損会計を適用している場合、そのことについて区へ報告すべきかどうかのルールは定まっていないのが実情である。</p> <p>土木管理課は、指定管理者が本社内で会計処理に減損会計を適用した場合の所管課としての対応方法について、行政経営課と協議、検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (1) リース資産の会計処理について</p> <p>区に対する趣旨報告の在り方について検討を行い、適切に対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課)</p> <p>(2) 減損会計の適用について</p> <p>指定管理者が減損会計処理を行った場合の区に対する報告の在り方について検討を行い、適切に対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(日本コンピュータ・ダイナミクス、 土木管理課)</p> <p>所管課等: 土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (3) 収支実績及び収支計画に赤字が計上された場合の対応について</p> <p>目白地区自転車駐車場では、公募提案時に作成された収支計画に対し、その後の実績に基づき収支計画が次表 4-4②のとおり修正され、収支実績は赤字が続いている。</p> <p>また、巣鴨地区自転車駐車場においても、公募提案時に作成された収支計画に対し、実績に基づき収支計画が次表 4-5②のとおり修正され、平成29年度は計画上赤字が示されている。</p> <p>このような場合、本来、所管課は区民サービス安定の観点から、指定管理者の収支実績及び収支計画を黒字へ転換すべく指定管理者と協議し、適切な指導を行うべきであるが、それがなされていなかった。</p> <p>土木管理課及び日本コンピュータ・ダイナミクスは、今後、安定した区民サービスの提供や水準の維持向上のため、収支計画や収支実績を検証し、赤字が発生しないよう、双方で連絡を密にとるなど、適切な対応をされたい。</p> <p>(表 省略)</p> <p>(日本コンピュータ・ダイナミクス、土木管理課)</p>	<p>第2 4. 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社について</p> <p>【3】意見・要望 (3) 収支実績及び収支計画に赤字が計上された場合の対応について</p> <p>人件費等高騰による自転車駐車場の収支悪化傾向を受けて行政経営課と協議のうえ、昨年度実施した「目白地域自転車駐車場指定管理者選定」及び、令和元年度実施の「巣鴨地域自転車駐車場指定管理者選定」において固定納付額の廃止を行ったところである。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p>
	<p>所管課等: 日本コンピュータ・ダイナミクス、土木管理課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(1) 障害者差別解消法への対応について</p> <p>平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行された。これに伴い平成30年4月付で運用指針が改定され「法令順守等」の項目で、遵守すべき法令に障害者差別解消法が追加されている。</p> <p>障害者差別解消法の趣旨を実現するために、指定管理者としてどのような取組みが行われているか、指定管理者及び所管課に聴取したところ、従来からの障害者対応の説明・回答がほとんどであり、障害者差別解消法の趣旨について正しい理解が進んでいないように思われた。</p> <p>区は、平成30年2月に指定管理者を対象とした「豊島区 障害者差別解消法 指定管理者及び区業務受託事業者 対応マニュアル」を作成し、平成30年3月12日付、29豊保障発第3849号により、政策経営部行政経営課長事務取扱 政策経営部参事、総務部契約課長及び保健福祉部障害福祉課長の連名で各課長、各課庶務担当者あてに通知し配布している。しかしながら、障害者差別解消法について、指定管理者の正しい理解を深めていくためには、通知やマニュアル配布にとどまらず、例えば重点項目を設けてチェックを促すなど、区として指定管理者への具体的な働きかけを行うことが必要である。</p> <p>行政経営課は、指定管理者による障害者差別解消法の適切な運用が確保されるよう、運用指針に区、事業者の役割を明示し、指定管理者及び所管課への周知、指導や具体的な働きかけについて障害者差別解消法の所管課(障害福祉課)とともに検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(1) 障害者差別解消法への対応について</p> <p>指針の記載については見直しを検討するとともに、障害者差別解消法について指定管理者の正しい理解を深めることと、マニュアルの内容を実践できているかを確認するため、モニタリングの中でチェックする仕組みを検討し、実効性を高めていく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(2) プリペイドカードについて</p> <p>① プリペイドカードの取扱い規程について</p> <p>プリペイドカードを取り扱う根拠規程は、各体育施設では、豊島区立体育施設条例第5条(使用料)及び豊島区立体育施設条例施行規則第4条(回数券及び前払式証票)に置かれている。しかしながら、自転車駐車場におけるプリペイドカードの取扱いに関しては根拠規程が整備されていない。</p> <p>区は、体育施設以外においても指定管理者がプリペイドカードを取り扱う場合の明確な根拠規程を統一的に整備すべきである。</p> <p>指定管理者の各所管課は、条例等の根拠規程を置かずに指定管理者がプリペイドカードを取り扱っている場合は、明確な根拠規程を条例等に規定されたい。</p> <p>行政経営課においては、プリペイドカードの取扱いに関する方針を運用指針に記載されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>② プリペイドカード売上金に関する会計処理の統一について</p> <p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体が池袋スポーツセンターで販売しているプリペイドカードの売上金は、会計処理上、いったん前受金(負債)として計上されている。その一方で、区内の他の指定管理者によって販売されているプリペイドカード売上金の会計処理は、前受金(負債)として計上されることなく直ちに利用料金収入(収益)として計上されている。これは各指定管理者間でプリペイドカードの売上金について異なる会計処理が行われているということである。</p> <p>行政経営課は、各指定管理者における会計処理方法を統一し、運用指針においてプリペイドカード売上金に関する会計処理の基準を明確に示されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(2) プリペイドカードについて</p> <p>① プリペイドカードの取扱い規程について</p> <p>プリペイドカードの取扱いに関する規程について運用指針への記載を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>② プリペイドカード売上金に関する会計処理の統一について</p> <p>各指定管理者における実態を把握するとともに、他自治体の例も参考にしながら関係部署と協議し、指定管理者審査委員会の意見を踏まえて運用指針への記載を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	所管課等: 行政経営課

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 公募提案時とその後の対応について</p> <p>① 公募時提案事業の確実な実施について</p> <p>巣鴨北自転車駐車場におけるレンタサイクル事業については、指定管理者の公募時に、その実施が提案され、当該指定管理者の平成27年度から平成31年度までの自主事業収支計画書にも当事業の実施に伴う収入及び支出の金額が計上されているが、実際には行われていない。</p> <p>このように、公募時の提案事業が行われていない事例があったが、提案事業は公募時の選定評価に大きく影響を及ぼすものであることから、提案事業が、その後確実に実施されるよう指導・監督を行うことは所管課にとっての重要な責務である。</p> <p>しかしながら、提案事業が確実に実施されるべく所管課としてどのように指導、対応すべきか、その方法等について、現時点では明確な定めがないのが実情である。</p> <p>行政経営課は、公募時の提案事業が確実に実施されるための、区の関与のあり方について、運用指針に明記されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 公募提案時とその後の対応について</p> <p>① 公募時提案事業の確実な実施について</p> <p>応募時に提案されている事業は原則として着実に実施されることを求めるものであるが、区からの要請等により行われな場合もあり、指摘を受けているレンタサイクル事業も、区の要請により実施されなかった事業である。</p> <p>提案どおり実施できなかった事業については、報告書への記載の周知徹底を行うとともに、その理由についても明確にし、提案と異なる点を適切に把握できる仕組みを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 公募提案時とその後の対応について</p> <p>② 公募提案時の収支計画と事業実績との乖離について</p> <p>日本コンピュータ・ダイナミクスから区へ提出された巣鴨地区自転車駐車場に関する公募提案時の収支計画と、その後、実際に事業を実施していく中で実績に基づき作成された収支計画を比較すると、次表5-1のとおり、平成29年度収入予算額及び平成27年度から平成29年度までの支出予算額に乖離が生じており、さらに平成29年度においては、赤字(△836,858円)が見込まれる計画に変更されていた。</p> <p>事情を日本コンピュータ・ダイナミクスに聴取したところ、公募提案時に区へ提出した収支計画書の数値には拘束されずに、各年度における実績(決算額)に基づきその後の収支計画(予算額)を作成したため、このような乖離が生じたとのことであった。</p> <p>区は、これまで、公募提案時の収支計画は、指定管理期間中の収支計画に対して拘束性を有するとして指定管理者制度を運用してきた。一方で、指定管理事業を実際に行っていく中で、当初は予想できなかった事項が生じるということは十分に考えられることである。</p> <p>指定管理期間における指定管理料は、原則として変更できないとしても、毎年度の事業の実績(決算額)を考慮して、区民サービスの水準を維持することを前提にしたうえで各年度の支出計画を変更できるようにすることは検討に値するのではないかと。</p> <p>行政経営課におかれては、公募提案時の収支計画が、その後の指定管理期間中の収支計画に対して拘束性を有するという原則についての考え方を再度整理し、これまでの考え方を変更する場合も変更しない場合も、その理由をより明確にするとともに、計画と実績が乖離した場合の区の関与のあり方について、運用指針に明記されたい。</p> <p>(表 省略)</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(3) 公募提案時とその後の対応について</p> <p>② 公募提案時の収支計画と事業実績との乖離について</p> <p>指定管理者制度は、事業者が応募時に指定期間の各年度の事業計画と収支計画を提示し、これらの計画に沿って運営をしていくものであり、通常の委託契約とは異なるものである。</p> <p>この原則に従い、サービスの維持・向上や指定管理者選定の公平性の確保のためにも、区の求めに応じた業務の変更など特殊事情を除き、当初の収支計画を見直すべきではないと考えており、指定管理者審査委員会からも同様の意見を受けているが、他自治体についても調査し、引き続き検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	所管課等: 行政経営課

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(4) 一般管理費について</p> <p>① 一般管理費における利益分の計上について</p> <p>一般管理費の積算方法は、各指定管理者によって異なり、利益分を見込んで積算している場合と利益分を見込まずに積算している場合があると思われる。運用指針において、一般管理費の考え方が示されているが、利益分の取扱いについては明確になっていない。</p> <p>指定管理者が事業者として適正な利益を見込むことは当然に考慮されるべきものである。</p> <p>行政経営課は、一般管理費における利益分計上について、その考え方や積算方法の例を調査し整理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>② 一般管理費における積算根拠の明示について</p> <p>一般管理費について、積算根拠の明確化を図るため、平成25年3月に改定された運用指針の第3版では、収支計画書に「詳細な算出根拠」を明記すべき旨が新たに記載され、さらに平成27年3月に改定された運用指針の第4版では、収支計画書に「詳細な内訳や算出根拠」を明記すべき旨が記載され、第7版指針まで同様な記載がある。</p> <p>しかしながら、収支計画書の積算根拠を確認したところ、一般管理費の算出根拠の一部を記載している指定管理者はあったが、詳細な内訳や算出根拠を明記している指定管理者は見当たらない。</p> <p>この件については、平成26年度に実施した監査時も行政経営課に対して意見を述べ、それに対して、運用指針の改定を行うなどの措置を講じてはいたが、改善されていないのが実情である。</p> <p>行政経営課は、一般管理費の詳細な内訳や算出根拠を収支計画書に明記するよう所管課を通じて指定管理者に対し周知徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(4) 一般管理費について</p> <p>① 一般管理費における利益分の計上について</p> <p>一般管理費に利益が含まれることが、一般的な考え方であることは、事業者へのヒアリングや指定管理者審査委員会の意見でも確認している。</p> <p>なお、一般管理費における利益分の取り扱いについては、引き続き事業者へのヒアリングの実施や他自治体の状況を調査し、利益分の考え方を整理していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p> <p>② 一般管理費における積算根拠の明示について</p> <p>一般管理費の算出根拠は、事業者が収支計画書に必ず記載するよう周知徹底を行うとともに、様式を見直すことで記載漏れがなくなるように改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	所管課等: 行政経営課

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度の運用について</p> <p>① 指定管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿の必要性について</p> <p>指定管理業務の会計帳簿については、運用指針の基本協定書例において、「会計処理」に関して「乙（指定管理者）は、管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿、口座を設け、会計処理を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>これを受けて、指定管理者と所管課が締結している基本協定において、同様な規定を置くことが通例となっている。</p> <p>しかしながら、実際の会計処理は指定管理者の各施設ではなく本社のシステム内で行われているのが実情である。基本協定に規定された処理方法とは異なるものであるが、会計処理自体は適正に行われており、本社のシステム内から施設ごとの内容を抽出することによって処理できるため、指定管理者としては、「(指定)管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿、口座」を設けて会計処理を行う必要性は低いのが現状である。</p> <p>行政経営課は、指定管理者における会計処理の実態を把握したうえで、より適正かつ実効性のある内容に運用指針を改定すべく検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度の運用について</p> <p>① 指定管理業務に係る会計にのみ使用する会計帳簿の必要性</p> <p>各指定管理者の会計処理の実態を把握するとともに、他自治体における取り扱いについても参考にしたうえで、より実効性のある方法を検討し、運用指針へどのように記載するかもあわせて検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>

**平成30年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における指摘、指導及び意見・要望	左の指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度の運用について</p> <p>② 減損会計適用に関する区の対応方針について</p> <p>指定管理者の本社内での会計処理上、「資産」として計上されている設備について、減損会計が適用されている事例があった。</p> <p>この指定管理者は、豊島区の指定管理施設における将来キャッシュフローが赤字になると判断し、本社内における法人としての会計処理において固定資産とリース資産に減損会計を適用していたものである。しかしながら、区へこの旨の報告は、なされていなかった。</p> <p>将来キャッシュフローがマイナスとなる場合には、一般的に当該指定管理事業から指定管理者が撤退する可能性は高まるため、区としての対応を考えなければならない。しかしながら、指定管理者が本社内でも法人としての会計処理に減損会計を適用している場合であっても、そのことについて区へ報告すべきかどうかのルールは定まっていないのが実情である。</p> <p>行政経営課は、指定管理者が本社内でも会計処理に減損会計を適用した場合の区としての対応方法について検討し、その検討結果を対応方針として取りまとめ、運用指針に明記されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>第2 5. 総括意見</p> <p>(5) 指定管理者制度の運用について</p> <p>② 減損会計適用に関する区の対応方針について</p> <p>減損会計が適用されている状況を報告してもらい、仕組みを検討し、その後の対応方針についても検討する。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>